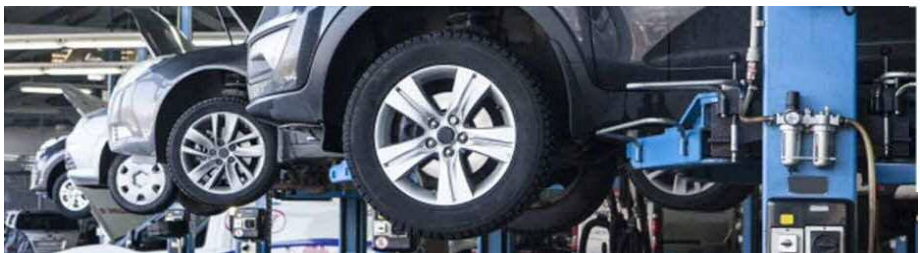




第二次 苫小牧市中小企業振興計画



とま子ヨッパ
©2011 苫小牧市

令和5年3月

苫小牧市



はじめに

苫小牧市は、国際拠点港湾である海の玄関「苫小牧港」と空の玄関「新千歳空港」のダブルポートを擁し、鉄道、国道、高速自動車道などの交通アクセスにも恵まれ、北海道経済発展の大きな役割を担う産業拠点都市として発展している活気のあるまちです。

地域経済を支えている商業・工業のほとんどは中小企業で構成されており、また市民の雇用の多数を中小企業が担っている現状です。新型コロナウイルス感染症は5類相当の取扱いに変わる予定であるものの、未だ影響は残っていることに加え、エネルギー価格や物価高騰の影響等、急激に変化する経済環境の中で、中小企業の経営は引き続き厳しい状況を強いられているものと考えます。

「第一次苫小牧市中小企業振興計画」の5年間においては、「創業促進及び経営基盤の強化」、「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」、「販路拡大及び需要開拓の促進」を3本柱とし、国や北海道、本市などが実施する各種支援策を取りまとめたポータルサイトである「とまサポ」の構築をはじめ、新規創業体験イベント「スタートアップウィークエンド」の開催、市内中小・小規模事業者等の廃業を防ぐ「事業承継推進事業」の実施など、「苫小牧市中小企業振興審議会」からご意見をいただきながら、様々な中小企業振興策に取り組んでまいりました。

令和5年度からの5年間を計画期間とした「第二次苫小牧市中小企業振興計画」では、デジタル化への対応や、ウィズコロナ・アフターコロナに対する考え方も随所に取り入れ、行政・経済団体・大企業・市民がより一層協力し連携を深め、市内中小企業の振興のための各種事業・取組を推進してまいります。

結びに、本計画策定にご尽力いただきました「苫小牧市中小企業振興審議会」の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本市の中小企業振興がより一層充実しますよう、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

苫小牧市長 岩倉 博文

目 次

第1章	中小企業振興計画の基本的な考え方	1
1	第一次計画から第二次計画までの背景	
2	目的	
3	計画期間	
4	計画の位置づけ	
第2章	苫小牧市の現状	4
1	人口の推移	
2	産業別従業者数	
3	全事業所数の推移	
4	従業者規模別の事業所数及び従業者数の構成比	
5	産業別付加価値額の構成比	
6	雇用の現況	
7	中小企業融資制度の利用実績	
8	商業の推移と現況	
9	工業の推移と現況	
10	倒産件数の推移	
第3章	中小企業振興のための3つの柱	16
第4章	3つの柱～実行計画～	17
1	創業及び事業承継の推進	
2	人材確保及び人材育成の強化	
3	事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進	
第5章	理念及び各主体の責務	23
	苫小牧市中小企業振興条例	24

1 第一次計画から第二次計画までの背景

本市では、中小・小規模事業者が産業及び地域経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、平成25年4月に中小企業の振興に関する基本理念、施策の基本方針等を定める「苫小牧市中小企業振興条例」（以下「本条例」という。）を策定しました。具体的な中小・小規模事業者に対する支援については、本条例で設置が定められている「苫小牧市中小企業振興審議会」（以下「審議会」という。）にて議論を重ね、勉強会や実態調査を実施しながら現状把握を行い、より議論を深めていくため「創業促進及び経営基盤の強化」「人材確保・育成及び事業承継の円滑化」「販路拡大及び需要開拓の促進」をテーマに3つの部会を立ち上げました。

本市が継続的に中小・小規模事業者の支援を行うよう、平成30年4月に「苫小牧市中小企業振興計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、具体的に支援策が分かるよう「計画別冊」を毎年作成し、審議会の中で支援策の進捗確認及び今後の中小・小規模事業者振興の方向性等、議論を行いました。

しかしながら、令和2年2月に、本市でも新型コロナウイルス感染症がまん延し始め、その後国や道において緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発出されたことで、飲食業や宿泊業を中心に売上減少等の影響を多くの事業者が受けました。三密（密集・密接・密閉）を回避する対策、マスクや手指消毒の励行、テレワークやキャッシュレス決済等の非対面ビジネスへの移行等、中小・小規模事業者を取り巻く環境はこの短期間で一変しました。その一方で、経営者の高齢化による事業承継の問題や、働き手の確保、育成、創業希望者の増加や創業の形の多様化、販路拡大の方法等、これまで議論を行ってきた課題解決に向けての中小企業振興策も進めていく必要があります。

今後5年間の中小企業振興として策定する「第二次苫小牧市中小企業振興計画」（以下「本計画」という。）では、継続課題とウィズコロナ・アフターコロナに対する考え方も踏まえ、様々な支援が具現化できる中小企業振興となるよう、関係団体との連携も深めて、取組を進めます。

2 目的

本計画は、平成30年度（2018年度）に策定した第一次計画が、令和4年度（2022年度）をもって計画期間が終了することから、審議会のご意見のもと、昨今の著しい社会経済環境の変化を的確に捉え、第一次計画の検証を十分に踏まえながら、小規模事業者も引き続き対象に含め、今後の本市の中小企業振興に係る基本施策や方向性をまとめるものです。

3 計画期間

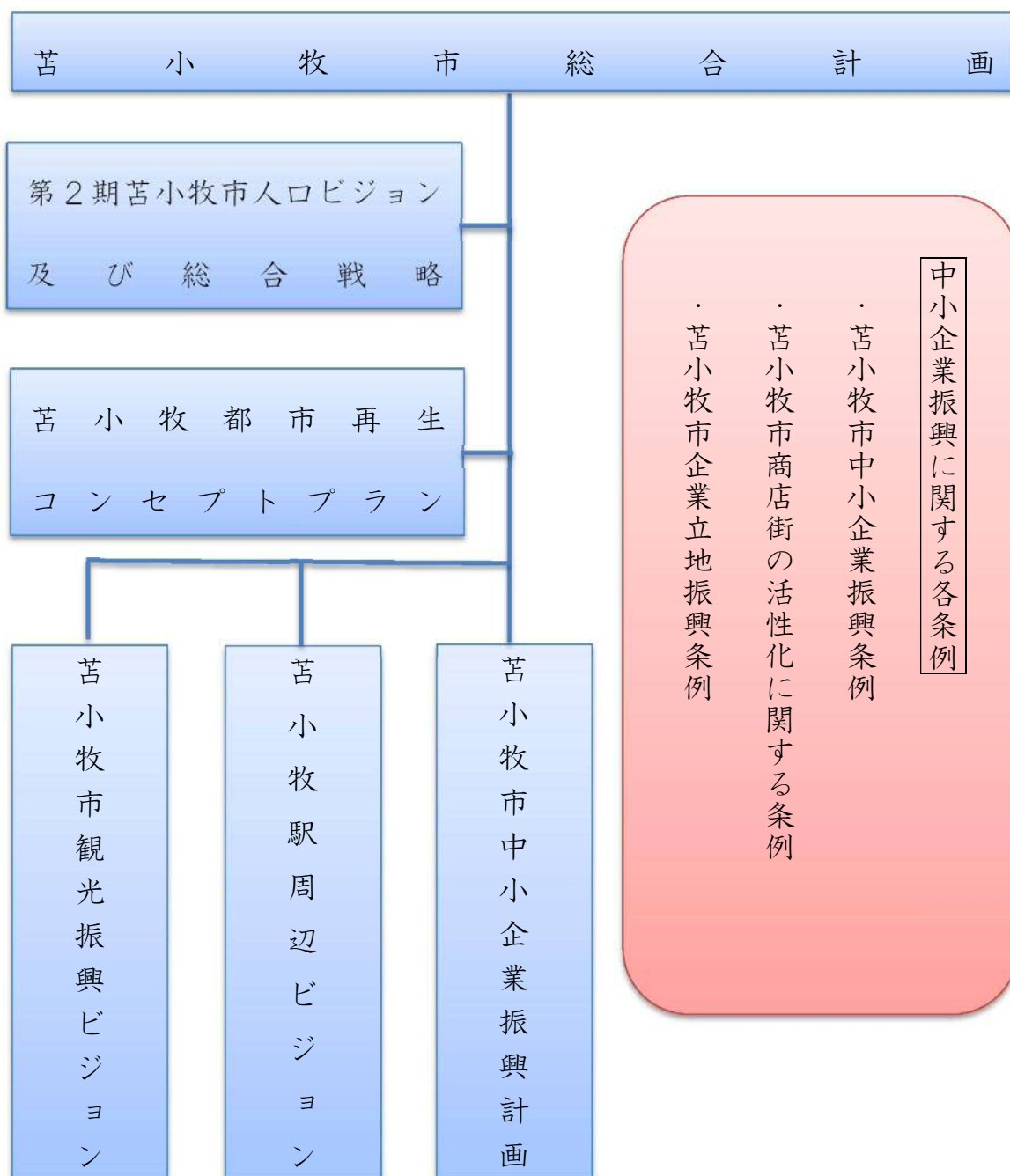
本計画は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年の間に取り組むべき内容をまとめたものです。

また、本計画は、本条例に基づき設置した審議会に進捗状況を報告し、評価を受けるとともに、関係機関との議論を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

年度	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
苫小牧市 総合計画	基本構想（10年）									
	第6次基本計画（5年）					第7次基本計画（5年）				
中小企業 振興計画	第一次中小企業振興 計画（5年）					第二次中小企業振興 計画（5年）				

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「苫小牧市総合計画」及び「第2期苫小牧市人口ビジョン及び総合戦略」や「苫小牧都市再生コンセプトプラン」との整合性を保ちながら、また、地域経済を担う中小企業の振興に関する各種計画や条例等との連携を図りながら、本計画の取組を進めます。

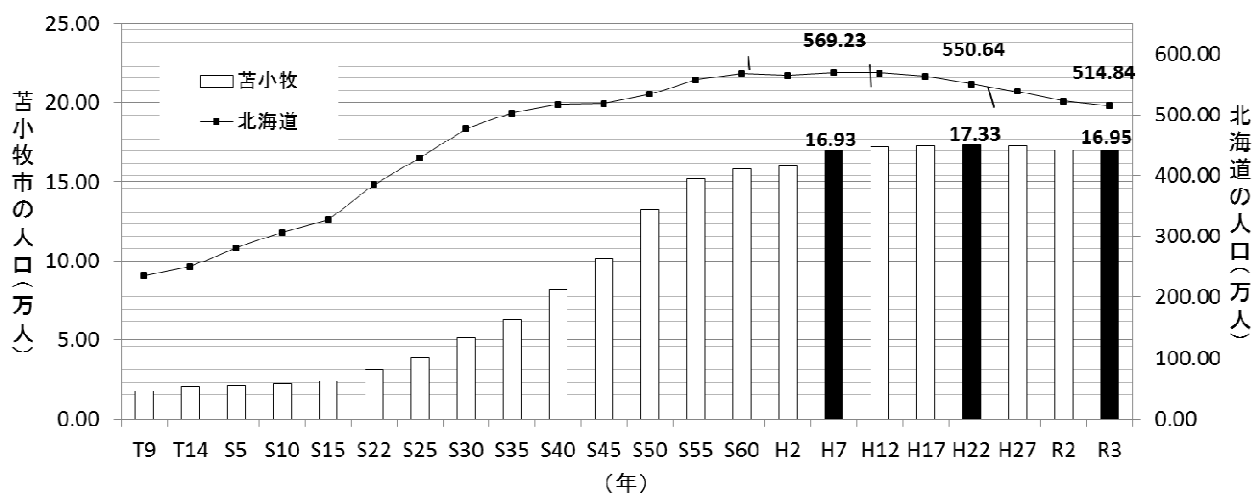


第2章 苫小牧市の現状

1 人口の推移

本市の人口は、平成25年の174,469人以降、減少傾向をたどっています。令和3年(2021年)の住民基本台帳人口では169,528人となり、17万人を割り込んでいます。減少の要因としては、全国的に少子高齢化傾向であること、また自然動態において、死亡数が出生数を上回って推移していることが主な要因です。

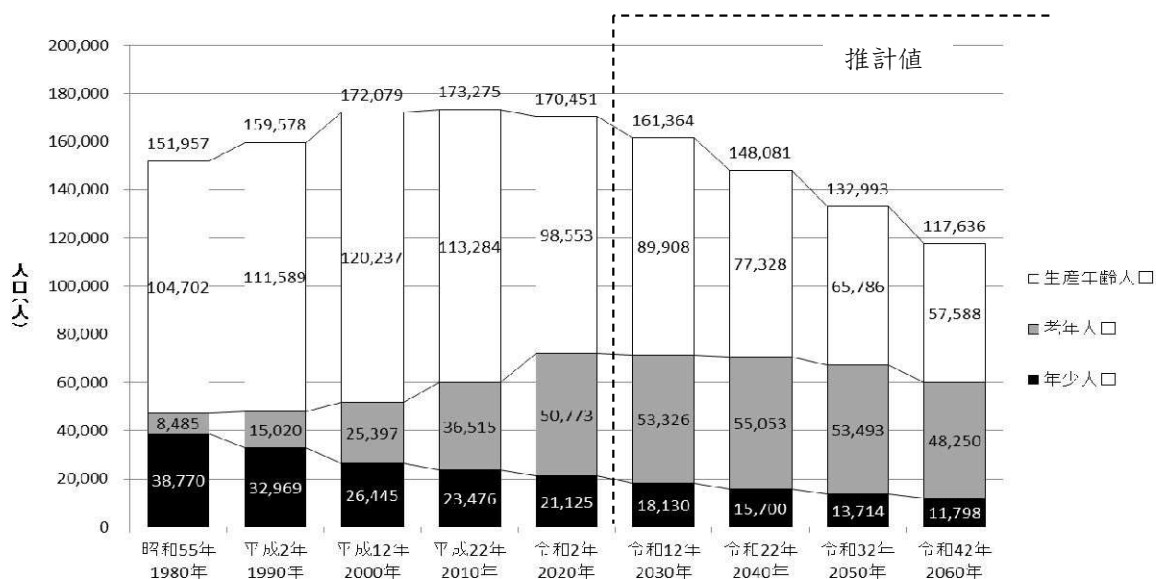
【図表1】人口の推移（北海道・苫小牧市）



資料:総務省統計局「国勢調査結果」、

(R3のみ) 北海道「住基ネットにおける人口【参考値】」、市「住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態」

【図表2】年齢3区分別人口の推移と将来推計（苫小牧市）



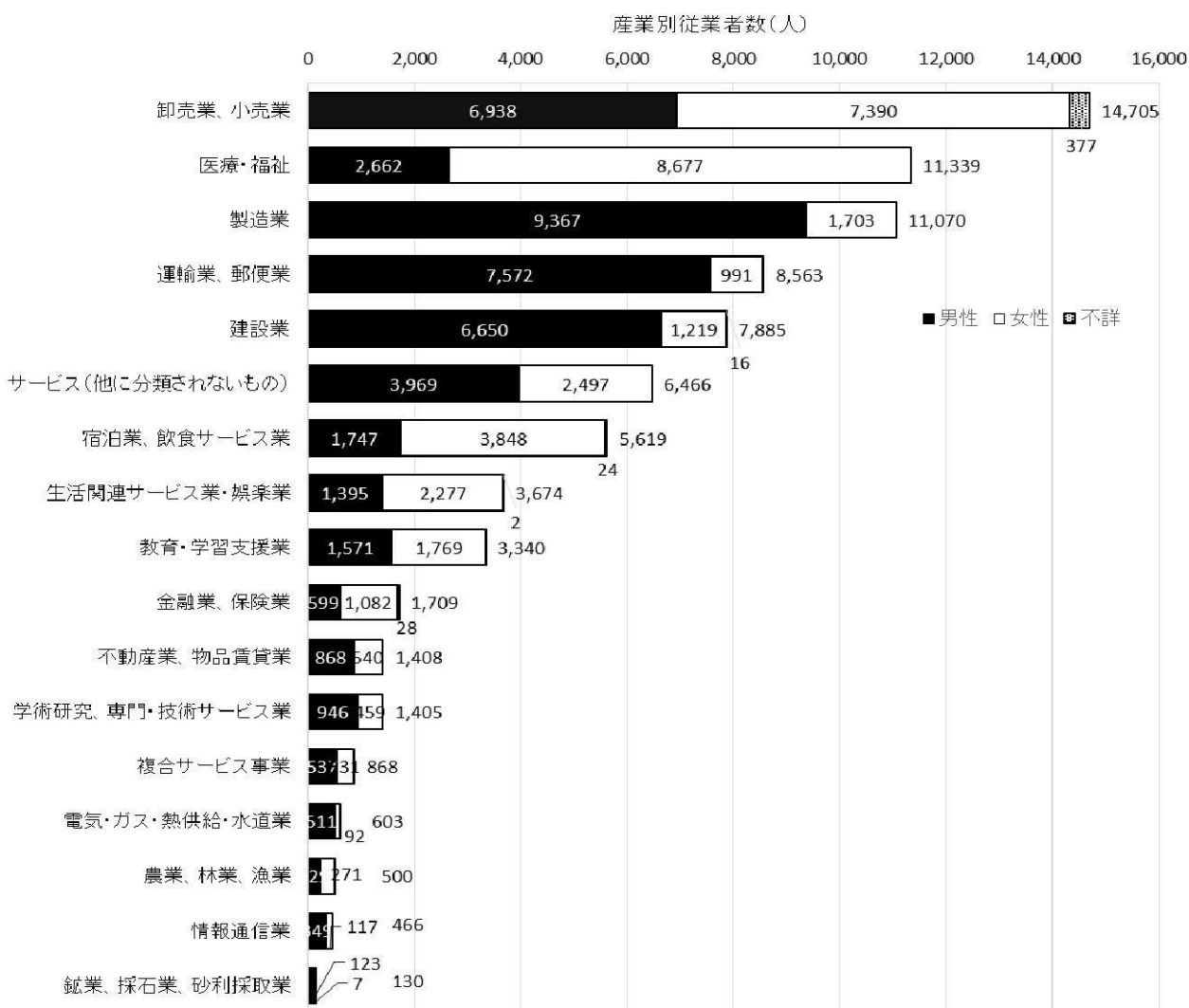
資料:総務省統計局「国勢調査結果」及び「国立社会保障・人口問題研究所推計値」

2 産業別従業者数

市内の産業割合につきましては、図表3の令和3年経済センサス活動調査速報値の産業別従業者数を見て分かるとおり、第1次産業（農・林・漁業）の割合が低く、第2次産業（製造業、建設業など）の割合が高くなっています。

男女別に見ると、男性は、「製造業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「建設業」で全体の約6割を占めており、本市の男性は、工業及び商業に従事する従業者が多いことがわかります。また、女性は、「医療・福祉」「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」で全体の約5割を占めており、医療・福祉業及び商業等に従事する従業者が多い一方、製造業に従事する従業者が少ないことが顕著に現れています。

【図表3】令和3年産業別従業者数の男女割合（苫小牧市）



資料：総務省統計局「令和3年 経済センサス活動調査(速報値)」

3 全事業所数及び従業者数の推移

本市の全事業所数は減少傾向であり、令和3年経済センサス活動調査の速報値では「建設業」、「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」の減少が目立つ一方、「医療、福祉」、「運輸業、教育」、「学習支援業」が前回調査値より増加しています。一方、従業者数は波はあるものの全体的に横ばいとなっており、「医療、福祉」や「教育、学習業」の従事者が増加しています。

【図表4】日本標準産業分類別の事業所数及び従業者数（苫小牧市）

産業分類		H24 センサス 活動調査		H26 センサス 基礎調査		H28 センサス 活動調査		R3 センサス 活動調査 (速報値)	
		事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
A	農業、林業	14	291	20	356	18	497	18	500
B	漁業	2	30	2	5	2	19	2	
C	鉱業、採石業、砂利採取業	7	306	8	265	5	118	6	130
D	建設業	1,003	9,097	978	8,413	941	8,047	863	7,885
E	製造業	373	11,013	375	11,855	347	11,621	325	11,070
F	電気・ガス・熱供給・水道業	10	250	21	556	14	383	33	603
G	情報通信業	12	530	36	513	33	463	34	466
H	運輸業、郵便業	484	9,006	455	8,745	458	8,444	465	8,563
I	卸売業、小売業	1,727	14,491	1,798	15,369	1,738	15,466	1,555	14,705
J	金融業、保険業	168	1,596	155	1,495	147	1,456	135	1,709
K	不動産業、物品賃貸業	397	1,560	380	1,498	332	1,436	328	1,408
L	学術研究、専門・技術サービス業	239	1,253	245	1,364	238	1,212	242	1,405
M	宿泊業、飲食サービス業	1,050	6,367	1,084	6,813	1,039	6,675	810	5,619
N	生活関連サービス業、娯楽業	697	4,056	706	4,221	679	4,061	630	3,674
O	教育、学習支援業	241	1,425	297	2,896	230	1,508	246	3,340
P	医療、福祉	450	8,651	546	9,811	550	9,844	604	11,339
Q	複合サービス事業	26	254	27	937	28	922	27	868
R	サービス業 (他に分類されないもの)	559	7,274	550	7,220	540	6,710	518	6,466
全産業		7,459	77,452	7,683	82,332	7,339	78,882	6,841	79,750

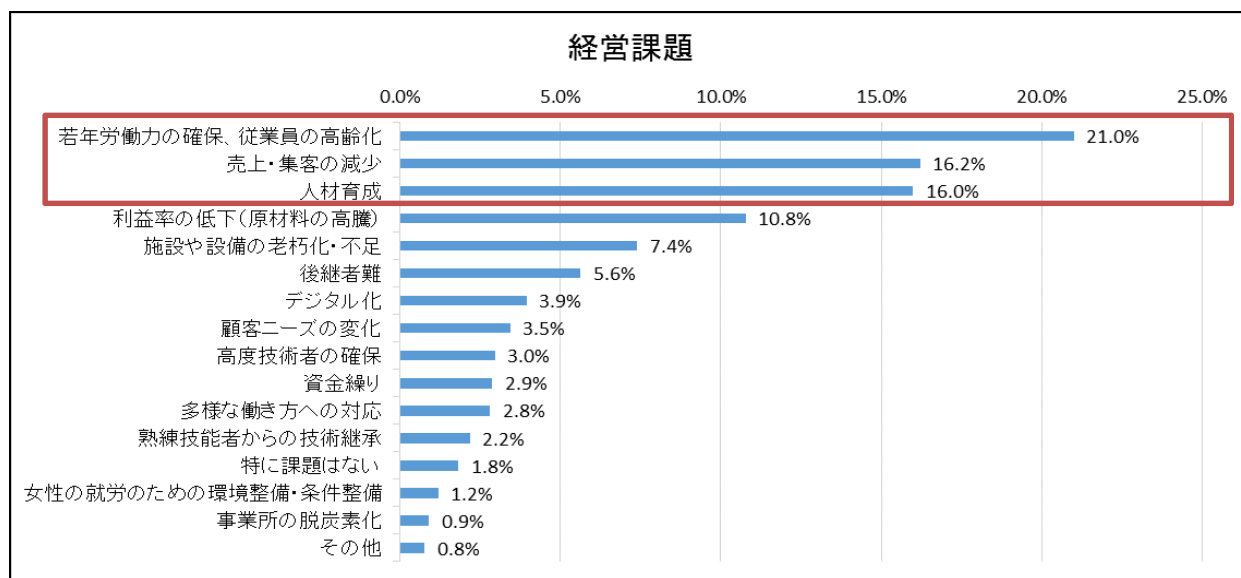
資料：総務省統計局「経済センサス活動調査及び基礎調査」 ※S(公務)を除く

左：事業所数(件)、右：従業者数(人)

6 雇用の現況

本市で行った事業所意識調査によると、事業者が抱える経営課題としては、「若年労働力の確保、従業員の高齢化」「売上・集客の減少」「人材育成」などが上位であり、人材の確保・育成について課題が大きいことが伺えます。

【図表7】事業者が抱える経営課題



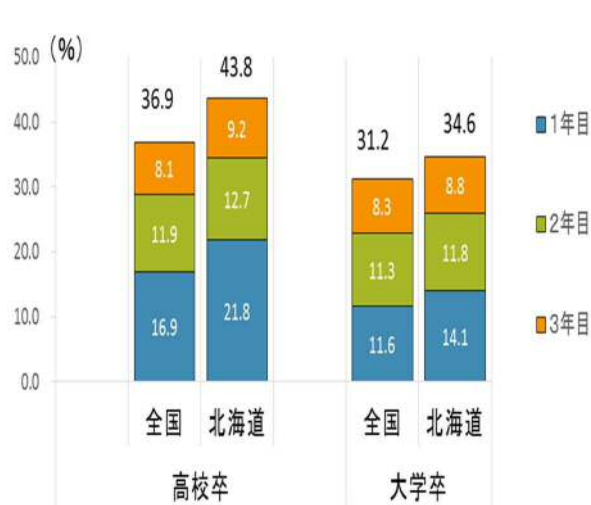
資料: 苫小牧市「事業所意識調査報告書(令和4年5月)」より

本市の雇用状況は、コロナ禍においてもなお、有効求人倍率は1倍を超えており、また、求職者の数は、10年前の約6割と減少するなど、地域企業にとって人材確保は深刻な課題となっています。また、北海道の若者の離職率は、全国に比べ高い傾向があり、雇用のミスマッチを防ぎ、誰もが働きやすい職場づくりが求められます。

【図表8】新規求職者の状況(北海道)



【図表9】3年以内の離職率(H30.3卒)



資料: 北海道労働局「Labor Letter」より市作成

8 商業の推移と現況

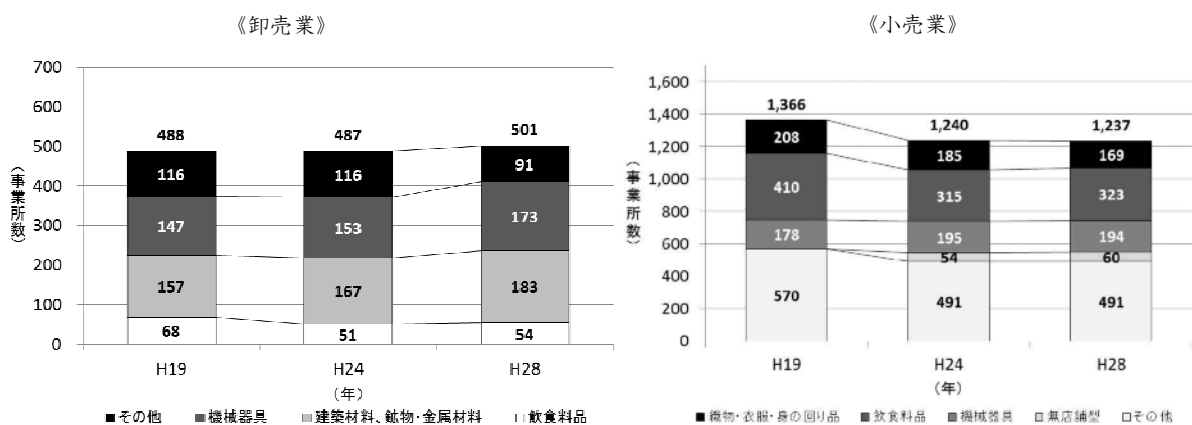
本市では、商店街が地域コミュニティの担い手として、市民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、平成 24 年（2012 年）9 月に「苫小牧市商店街の活性化に関する条例」を、平成 25 年（2013 年）4 月には、地域全体で中小企業の振興を推進する「苫小牧市中小企業振興条例」を施行し、商店街の活性化及び中小・小規模事業者の振興及び市民生活の向上を図っています。

第一次計画の策定後、本市の西部に大型スーパーの建替え、中心部にスーパーや家電量販店の新設、スーパーの建替え、東部に衣料品店の建替え等、売り場面積が 1,000 m²以上の大規模小売店舗の数も増える中、地元の中小・小規模事業者との共存に向けて、各商店会にもぎわい創出に向けた活動を継続しています。

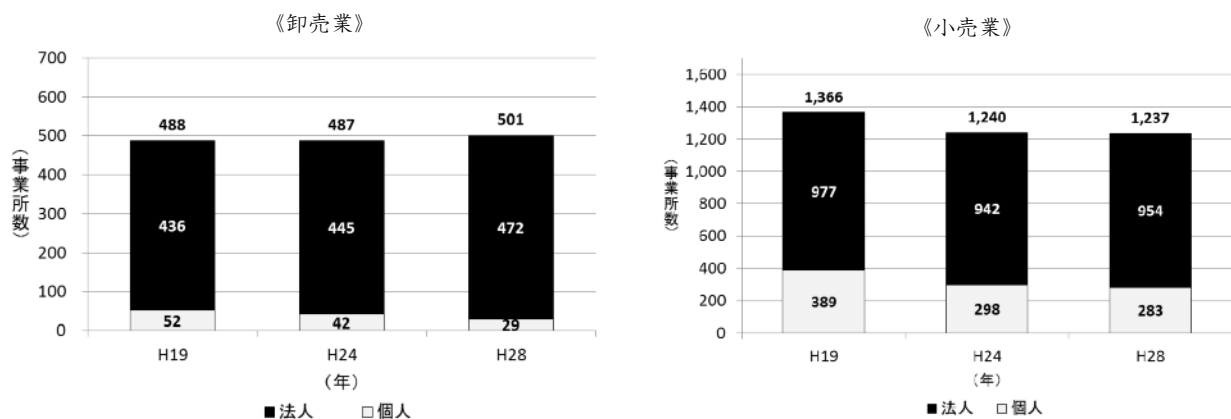
しかしながら、令和 2 年（2020 年）に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルの変化を背景とする消費者ニーズの多様化、価値観の変化などに加え、地域経済の商業環境が大きく変動し、中小・小規模事業者に大きな影響を与えています。高度情報化社会の急激な発展や経済のグローバル化などにあわせて、人口減少と少子高齢化の同時進行による市場構造の変化等を見据え、ICT やデジタル技術を活用しながら、創業、事業承継に関する継続的な支援の展開によって、中小・小規模事業者数の減少傾向に歯止めをかけるとともに、持続的発展を実現していく必要があります。

なお、図表 11～16 は商業（卸売業と小売業）についての推移を表したものです。

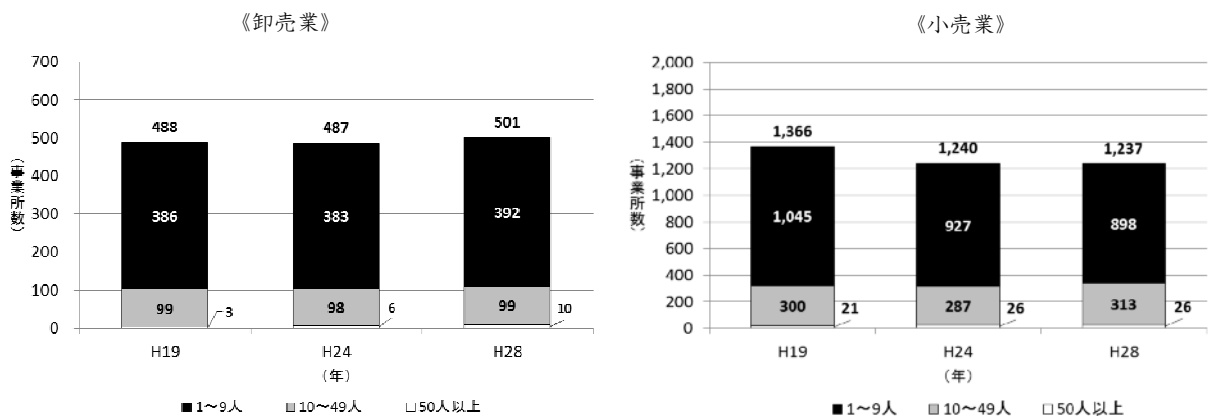
【図表 11】卸売業・小売業の事業所数の推移（苫小牧市）



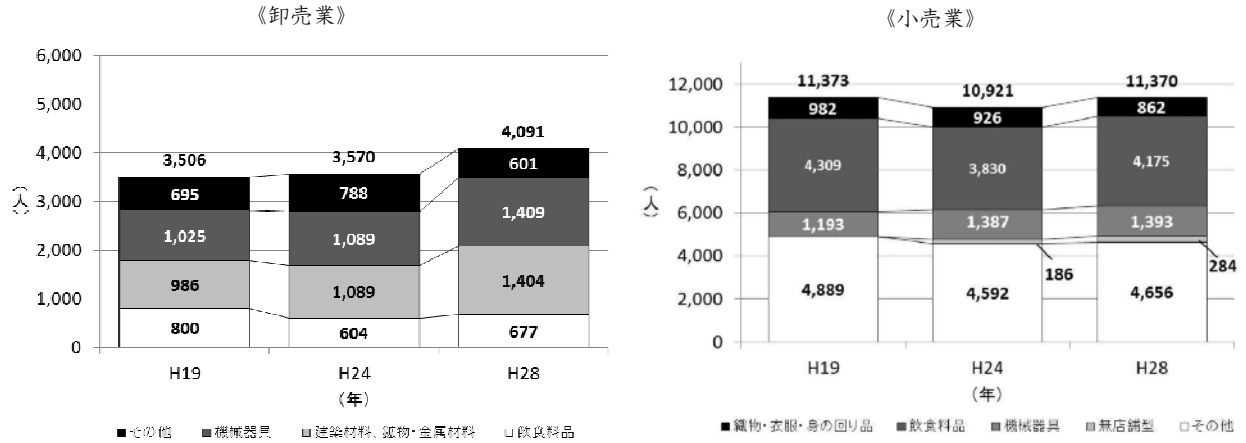
【図表 12】卸売業・小売業の事業所数（法人・個人）の推移（苫小牧市）



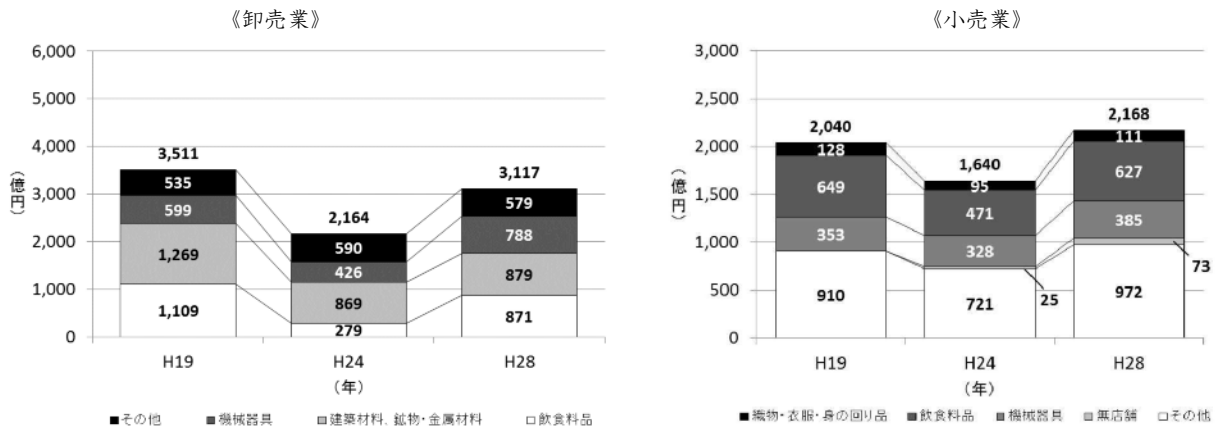
【図表 13】卸売業・小売業の事業所数（従業員規模別）の推移（苫小牧市）



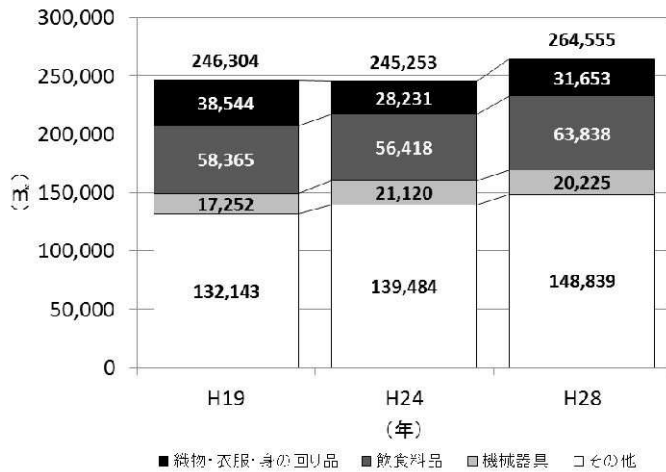
【図表 14】卸売業・小売業の従業者数の推移（苫小牧市）



【図表 15】卸売業・小売業の年間販売額の推移（苫小牧市）



【図表 16】小売業売り場面積の推移（苫小牧市）



参考：経済産業省「商業統計調査」(H19)
総務省「経済センサス 活動調査」(H24、H28)

9 工業の推移と現況

本市は、国際拠点港湾の「苫小牧港」と北海道の空の玄関口である「新千歳空港」のダブルポートを擁し、自動車関連、製紙、石油精製などのものづくり産業の拠点として発展を続け、近年は、物流、エネルギー、食関連企業など多種多様な産業の集積が進んでいます。

こうした中、苫小牧市テクノセンターを中心として企業の生産技術の高度化や人材育成への支援を行い、中小・小規模事業者の体質強化と発展を図ってきました。

また、平成30年（2018年）には、苫小牧工業高等専門学校や苫小牧商工会議所と協働で運営する技術相談窓口「C-base」を開設し、関係機関と連携し、企業の課題解決を図っています。

地域企業においては、先進技術を活用した生産性向上や付加価値の創出、脱炭素化への対応、レジリエンス[※]の強化など、近年の社会経済情勢の変化に対応し、事業展開していくことがますます重要となっていることから、引き続き、（公財）道央産業振興財団、市内金融機関などとの産学官金の連携をより深め、新規事業の創出や企業の持つ課題解決のための取組を進めていく必要があります。

【図表17】事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

年次	事業所数				従業者数（人）				製造品出荷額等（万円）			
	合計	臨海部	東部	その他	合計	臨海部	東部	その他	合計	臨海部	東部	その他
平成27年	214	…	…	…	11,016	…	…	…	147,619,969	…	…	…
28年	188	55	22	111	10,951	5,332	2,128	3,491	116,044,810	90,003,372	8,010,087	18,031,351
29年	190	56	22	112	11,024	5,366	2,148	3,510	113,999,438	88,396,643	7,869,715	17,733,080
30年	193	56	22	115	11,806	5,715	2,428	3,663	130,405,894	105,299,219	8,075,625	17,031,050
令和元年	192	56	24	112	11,702	5,877	2,252	3,573	132,850,661	108,537,651	7,775,275	16,537,735

（注）1 従業者4人以上の事業所。市独自集計による。

〈資料〉市政策推進課 工業統計調査

2 平成27年工業統計調査は中止し、平成28年経済センサス-活動調査において

平成28年のみ経済センサス-活動調査

必要事項を把握。このため、合計（事業所数、従業者数、製造品出荷額等）以外は記載しない。

※レジリエンス：困難や脅威に直面している状況に対して、「うまく適応できる能力」「うまく適応していく過程」「適応した結果」を意味する言葉

【図表 18】 製造業事業所数及び製造品出荷額（従業者 4 人以上の事業所）

製 造 業	平成 24 年		平成 26 年		令和元年	
	事業所数 (実数)	製造品出荷額 (百万円)	事業所数 (実数)	製造品出荷額 (百万円)	事業所数 (実数)	製造品出荷額 (百万円)
食料品製造業	18	7,544	19	6,810	20	11,230
飲料品・たばこ・資料製造業	12	43,985	11	35,790	11	44,389
繊維工業	2	X	2	X	1	X
木材・木製品製造業（家具を除く）	18	17,092	18	19,503	18	23,711
家具・装備品製造業	6	402	5	407	2	X
パルプ・紙・紙加工品製造業	8	132,867	8	144,099	8	118,789
印刷・関連業	11	2,154	11	2,473	11	2,577
化学工業	13	19,450	13	21,069	13	23,567
石油製品・石炭製品製造業	6	617,184	5	837,271	4	745,933
プラスチック製品製造業	6	2,150	5	1,310	7	2,131
ゴム製品製造業	1	X	1	X	1	X
なめし革・同製品・毛皮製造業	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品製造業	21	11,667	21	12,592	18	13,063
鉄鋼業	11	22,291	8	27,044	6	X
非鉄金属製造業	6	9,225	8	14,308	5	10,476
金属製品製造業	36	10,153	34	14,378	32	13,131
はん用機械器具製造業	5	3,890	9	4,445	8	4,849
生産用機械器具製造業	15	8,752	14	8,825	13	6,537
業務用機械器具製造業	1	X	1	X	1	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業	-	-	-	-	-	-
電気機械器具製造業	1	X	1	X	1	X
情報通信機械器具製造業	-	-	-	-	-	-
輸送用機械器具製造業	12	220,970	12	239,449	10	276,668
その他の製造業	4	796	2	X	2	X
総数	213	1,131,075	208	1,391,335	192	1,328,506

資料：苫小牧市「工業統計調査」より

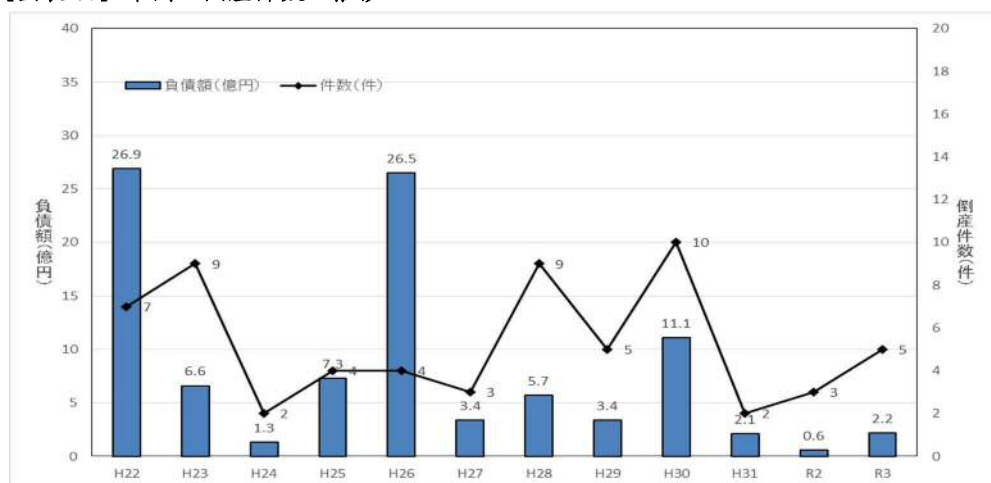
10 倒産件数の推移

民間信用調査機関（帝国データバンク）の情報によりますと、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年以降、国や民間の金融機関で行った実質無利子・無担保融資（通称：ゼロゼロ融資）を多くの企業が活用した効果で、国や北海道においてはコロナ禍前と比べると倒産件数が少なくなっています。

中小・小規模事業者を取り巻く環境としては、コロナ禍に加えて昨今の原油価格や物価の高騰により、仕入などのコスト負担が増加し、厳しさが増しています。

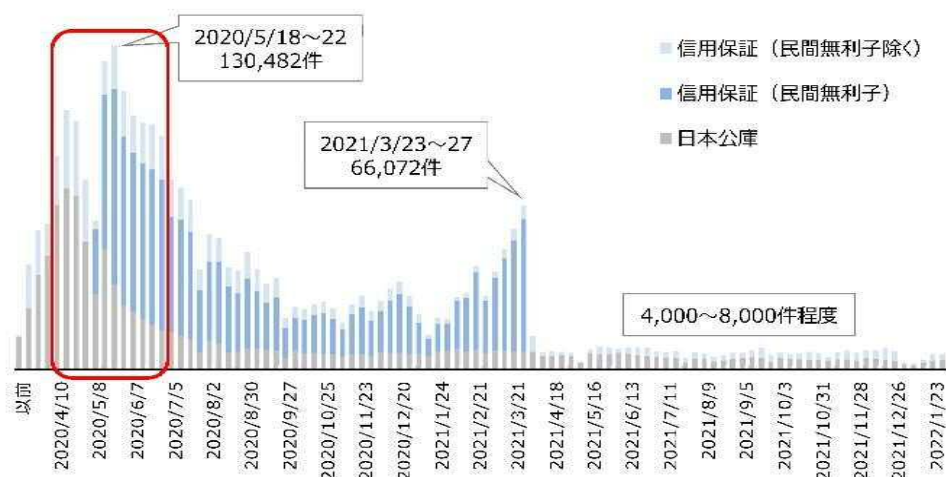
これらのことから、今後は収益体制が回復しない状態で融資の返済開始を迎え、事業利益で借入金を返済するのが難しい事業者が増加することが懸念されます。

【図表 19】市内の倒産件数の推移



資料：(株)帝国データバンク苫小牧支店

【図表 20】日本政策金融公庫・信用保証の申請件数（国）



資料：中小企業庁「第1回金融小委員会事務局資料」

第3章 中小企業振興のための3つの柱

これからの中小企業振興は、第一次中小企業振興計画及び第5期までの本審議会で議論された内容を踏まえ、下記の3つの柱を掲げて取り組みます。

1 創業及び事業承継の推進

コロナ禍においても、新規事業の展開や新たに創業する方などが増えています。一方で地域経済の活性化のためには、引き続き創業者を増やす支援や、中小・小規模事業者による事業承継を推進する取組が求められています。

2 人材確保及び人材育成の強化

生産年齢人口の減少や雇用のミスマッチ、早期離職などの様々な要因により、市内中小・小規模事業者の人材不足は深刻な課題となっています。市内企業の人材確保への取組、企業ニーズに応じた人材育成、また多様化する働き方の受入れへの支援が求められています。

3 事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進

長引く景気低迷に加え、新型コロナウイルス感染症は、本市の中小・小規模事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼしています。少子高齢化・人口減少が進み消費の縮小が続く中、事業継続のための経営基盤の強化や、販路拡大を推進することが求められています。

1 創業及び事業承継の推進

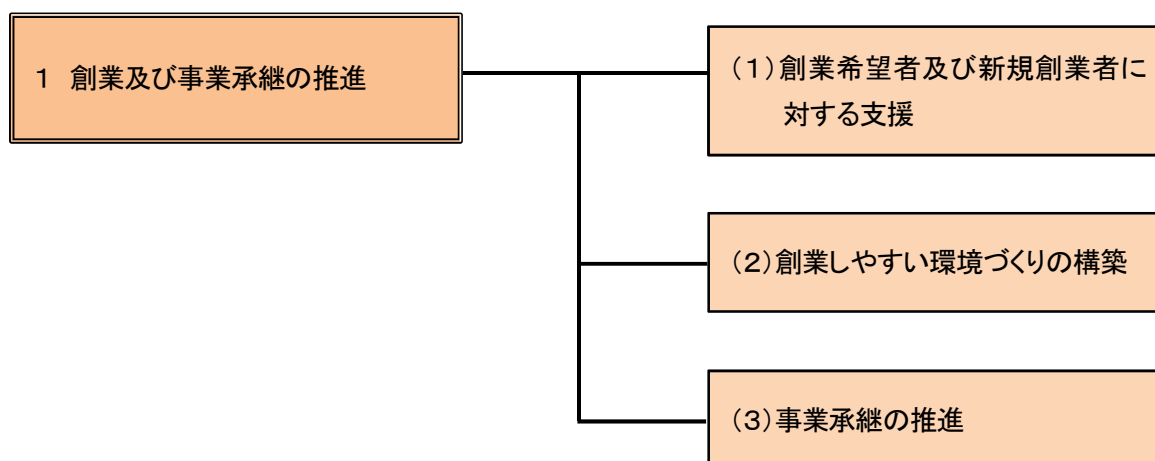
現状と課題

少子高齢化と人口減少を背景に、市内の事業所数は減少傾向にあり、また、新型コロナウイルス感染症は、中小・小規模事業者の経営に大きな打撃を及ぼしている一方で、こうした状況下での新規事業の展開や新たに創業する方などが増えています。地域経済の活性化のために、引き続き創業者を増やす支援や、中小・小規模事業者による事業承継を推進する取組が必要であるとともに、ICT やデジタル技術を活用しながら、継続的な支援の展開によって、中小・小規模事業者数の減少傾向に歯止めをかけ、持続的発展を実現していく必要があります。

基本目標

創業及び事業承継につながる支援を進め、市内における新規創業者及び事業承継の増加を目指します。あわせて、ICT に強い事業者を創出するとともに、事業者や創業者等が集う場を活用し、中小・小規模事業者のDX推進や情報産業等の活性化を図ります。

施策の体系



主要支援策

(1) 創業希望者及び新規創業者に対する支援

- ①新規創業セミナーの開催や苫小牧市創業サポート補助金等により、市内での新規創業を支援します。
- ②ICT関連の創業を支援するとともに、市内中小・小規模事業者のICT利活用を支援します。

(2) 創業しやすい環境づくりの構築

- ①市内事業者等と連携し、事業者同士が意見交換のできる場の活用支援を行います。
- ②空き店舗を活用できるよう、情報発信等を行います。
- ③中小企業相談所や市内金融機関等創業支援機関の活用支援を行います。

(3) 事業承継の推進

- ①市内事業者に対し、事業承継に係る支援機関や支援制度及びセミナーの開催案内等について、情報発信を行います。
- ②商工会議所や市内金融機関等と連携し、事業承継についての周知や、後継者不足・事業承継に課題を抱える事業者の掘り起こしを行います。

評価指標（いずれも単年度）

指 標	R3年度 (*基準値)	R5年度 (見込み)	R9年度 (目標値)
創業サポート補助金 利用人数 (うちICT関連事業者)	21人 (0人)	34人 (3人)	40人 (5人)
事業承継セミナー 参加人数	15人	20人	30人

※令和3年度の実績を基準値とする。

※主な事業については、中小企業振興計画別冊を参照。

2 人材確保及び人材育成の強化

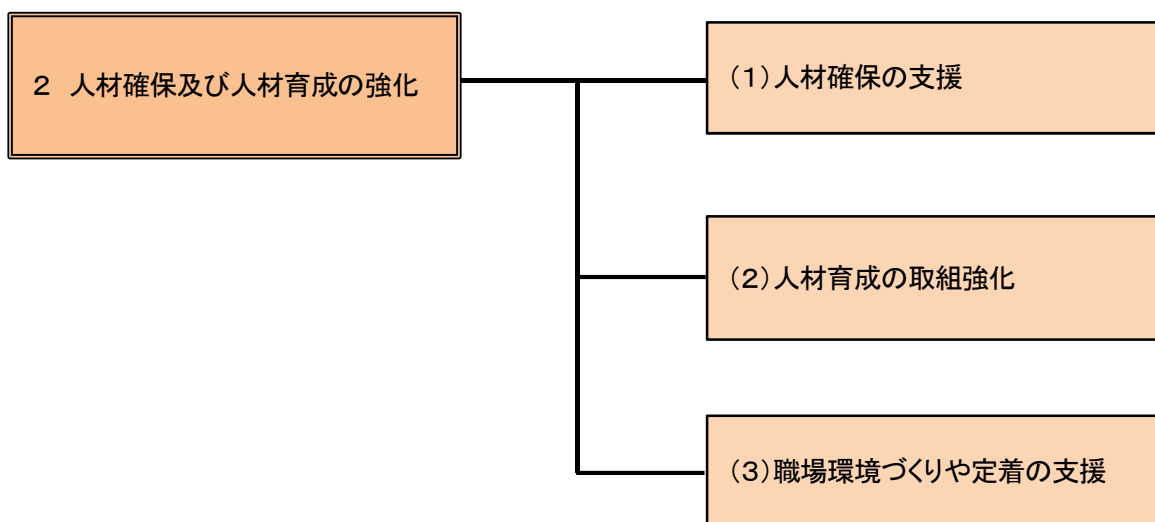
現状と課題

生産年齢人口の減少や雇用のミスマッチ、早期離職などの様々な要因により、市内中小・小規模事業者の人材不足は深刻な課題となっています。市内企業の人材確保への取組を支援するとともに、企業ニーズに応じた人材育成、また多様化する働き方の受入れへの支援が必要となっています。

基本目標

市内外の学生や求職者へ市内企業の魅力を発信し、また、学生と企業が出会う機会を設けるなど市内企業の人材確保を支援します。また、資格取得支援や職場体験などにより、人手不足が深刻な分野への入職を促進するとともに、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが働きやすい職場環境づくりを目指します。

施策の体系



主要支援策

(1) 人材確保の支援

- ①関係機関等と連携し、学生が市内企業を知る機会を創出し、若者の市内就職を促進します。
- ②市内中小・小規模事業者の魅力を発信することで企業の人材確保を支援します。
- ③変化する採用マーケットに応じ、市内企業の人材確保を図ります。また、オンライン面接等、ICTを活用した採用活動を支援します。

(2) 人材育成の取組強化

- ①単独で人材育成プログラムを作ることが難しい中小・小規模事業者のため、人材育成計画の作成や人材育成の取組を支援します。
- ②介護、建設業など、深刻な人手不足の産業に有効な資格取得等を支援し、人材育成を図ります。

(3) 職場環境づくりや定着の支援

- ①多様な働き方や多様な人材を受け入れ、誰もが働きやすい職場環境づくりを支援し、職場定着を図ります。

評価指標 (いずれも単年度)

指 標	R3年度 (*基準値)	R5年度 (見込み)	R9年度 (目標値)
就職マッチング支援事業 掲載件数	427件	450件	500件
中小企業人材育成補助金 利用人数	27人	30人	35人
職場改善コンサルティング事業 職場改善事業所数	51件	55件	60件

※令和3年度の実績を基準値とする。

※主な事業については、中小企業振興計画別冊を参照。

3 事業継続のための経営基盤の強化・販路拡大の推進

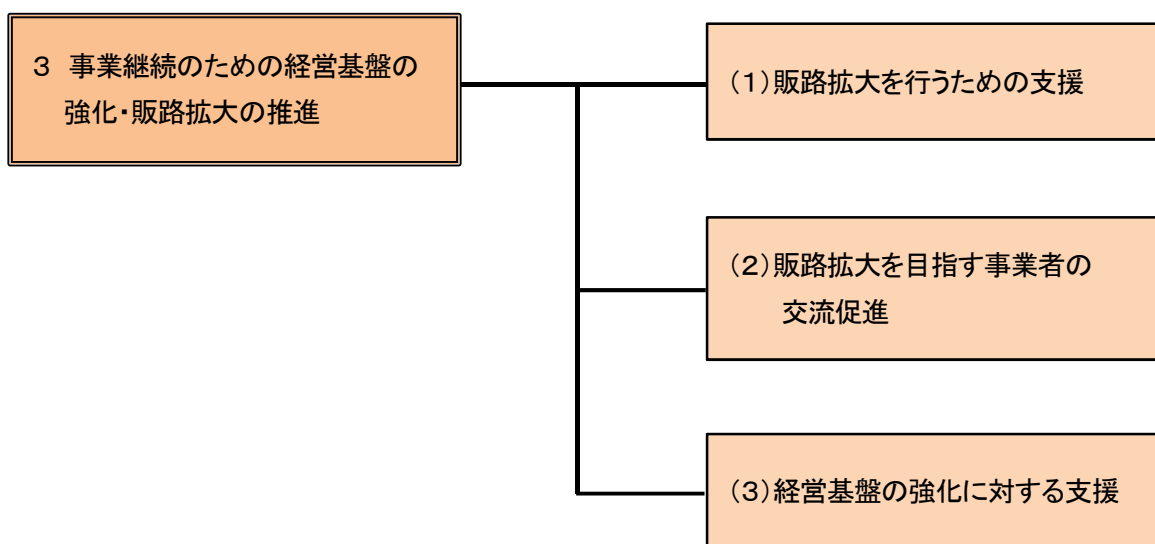
現状と課題

長引く景気低迷に加え、新型コロナウイルス感染症は、本市の中小・小規模事業者の事業継続に深刻な影響を及ぼしています。少子高齢化・人口減少が進み消費の縮小が続く中、専門家や金融機関等から継続的な支援を受けられることで、経営改善、販路拡大、新事業の展開等に加えて、急速に移行しているデジタル化の流れにも対応できるように、事業継続のための経営基盤の強化や、販路拡大を推進することが必要となっています。

基本目標

伴走型の支援や専門家の派遣、ICTを活用した販路拡大など、経営基盤の強化や販路拡大につながる支援を進め、本市の中小・小規模事業者が事業継続できる環境づくりを目指します。

施策の体系



主要支援策

(1) 販路拡大を行うための支援

- ①EC 販売^{*}やサイト構築等の ICT 活用を推進します。
- ②事業者の経営分析や事業戦略の必要性について明確にし、伴走型による支援を実施します。

(2) 販路拡大を目指す事業者の交流促進

- ①異業種コミュニティが広がる場にて、コミュニティ形成に繋がる事業を展開します。
- ②商談会等、販路が広がるきっかけを多く展開します。

(3) 経営基盤の強化に対する支援

- ①本市の融資制度の周知を図り、中小・小規模事業者の経営を支援します。
- ②事業者が事業継続のために必要な手段に対し、支援策を展開します。
- ③産学官金による連携支援体制を強化し、新サービスの構築や新製品の開発等に必要の支援策を展開します。

評価指標（いずれも単年度）

指 標	R3年度 (*基準値)	R5年度 (見込み)	R9年度 (目標値)
経営発達支援計画に係る伴走型支援活用件数	— 件	10 件	20 件
苫小牧市立地企業サポート事業 補助件数 (うち事業拡大・販路拡大支援事業)	11 件	15 件	20 件
苫小牧市中小企業融資制度 新規利用件数	129 件	150 件	200 件

※ 令和3年度の実績を基準値とする。

※ 主な事業については、中小企業振興計画別冊を参照。

※EC 販売：ECはElectronic Commerceの略で「電子商取引」の意味。インターネット上で商品やサービスを販売するサイトをECサイトと言い、それを活用して物販事業を行うことをEC販売という。

基本理念（第3条）

- ☆中小企業の振興は、各主体が協働して推進すること
- ☆中小企業の振興は、中小企業者等の創意工夫と努力を尊重して推進すること
- ☆中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応し推進すること
- ☆中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進すること

市の責務等（第4条・11条）

- ☆中小企業振興施策の策定・実施に努めること
- ☆中小企業者等の受注機会の増大に努めること

経済団体の責務（第6条）

- ☆中小企業者等の経営の改善や創業者の育成への支援に努めること
- ☆中小企業者等の組織化や連携等の促進に努めること

中小企業者等の責務（第5条）

- ☆経営の革新、経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めること
- ☆雇用の創出、事業活動に必要な人材の育成・確保に努めること
- ☆中小企業者等は組織化や団体への加入により、連携・協力するよう努めること

大企業者の責務（第7条）

- ☆中小企業等との連携・協力、地域経済への配慮に努めること
- ☆中小企業振興の重要性を理解し施策への協力を努めること

市民の責務（第8条）

- ☆市民生活における中小企業振興の重要性の理解に努めること
- ☆中小企業者等の商品等を利用することにより、中小企業振興への協力を努めること

苫小牧市は、国内初の内陸掘込港と空港に近い利点を生かし、北海道における産業の拠点として発展を遂げてきた。この発展の原動力として、本市に立地する企業の大多数を占める中小企業が、産業及び経済を根幹から支え、大きな役割を担ってきた。中小企業の振興により、働く人の収入が増え、消費が活性化し、雇用が創出されていくなどの良好な経済循環が生み出される。この循環が、本市の産業及び経済の活性化につながり、まちづくりを発展させ、市民生活の向上をもたらすことになる。このようなことから、中小企業の振興は、単に中小企業だけにとどまるものではなく、本市の産業及び経済と市民生活全体に関わる課題といえる。

しかしながら、経済のグローバル化、少子高齢化の進行や人口減少時代の到来など、中小企業を取り巻く経済的社会的環境は大きく変化してきており、これまで本市の産業及び経済を支えてきた中小企業の活力の低下が懸念されている。

このような中で、中小企業の活力を維持及び強化していくためには、中小企業の自主的な努力が求められるとともに、厳しい経営環境を乗り越えるべく果敢に挑戦する意欲あふれる中小企業が育つ社会環境が重要であり、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が中小企業の振興は本市の発展に欠かせないものであることを認識し、全市を挙げて中小企業を支えていくことが必要である。中小企業の振興により、中小企業が生き生きと躍動し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、中小企業が本市の産業及び経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）を総合的に推進し、もって本市の産業及び経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者でその事務所を市内に有するものをいう。
- (2) 協同組合等 中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる中小企業団体、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）第 2 条第 1 項に規定する商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号）第 3 条に規定する生活衛生同業組合その他これらに類する中小企業者を構成員とする団体でその主たる事務所を市内に有するものをいう。
- (3) 中小企業者等 中小企業者及び協同組合等をいう。
- (4) 経済団体 商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）第 2 条第 1 項に規定する商工会議所その他市内において地域経済の振興に関する活動を行う団体をいう。
- (5) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営むものをいう。

(基本理念)

第 3 条 中小企業の振興は、市、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民が協働して推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業者等の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重して推進されなければならない。
- 3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化に的確に対応するよう推進されなければならない。

4 中小企業の振興は、持続的な経済循環を促進し、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するよう推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、実施するよう努めなければならない。

2 市は、中小企業振興施策の実施に当たっては、国、関係地方公共団体、中小企業者等、経済団体、大企業者及び市民と連携及び協力するよう努めなければならない。

(中小企業者等の責務)

第5条 中小企業者等は、経営の革新(法第2条第2項に規定する経営の革新をいう。以下同じ。)、従業員の育成等による経営基盤の強化及び経営の安定を図るよう努めなければならない。

2 中小企業者等は、雇用の創出を図るとともに、大学、高等専門学校、高等学校その他の教育機関との協力により、事業活動に必要な人材の育成及び確保を図るよう努めなければならない。

3 中小企業者等は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

4 中小企業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、豊かで暮らしやすいまちの実現に貢献するよう努めなければならない。

5 中小企業者等は、地域や業種等による組織化、組織された団体への加入等により、相互に連携及び協力するよう努めなければならない。

(経済団体の責務)

第6条 経済団体は、中小企業者等の経営の改善及び創業する者の育成に向け、指導及び支援するよう努めなければならない。

2 経済団体は、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めなければならない。

3 経済団体は、中小企業者等の組織化、中小企業者等の相互の連携並びに中小企業者等及び大企業者の連携を促進するよう努めなければならない。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、事業活動を行うに当たっては、中小企業者等との連携及び協力並びに中小企業者等の利用を促進し、地域経済の安定に配慮するよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の発展に果たす役割の重要性を認識し、市が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第8条 市民は、中小企業の振興が、市民生活の向上及び地域経済の発展に寄与することについて認識するよう努めるものとする。

2 市民は、経済循環の一翼を担う消費者として、中小企業者等が生産し、製造し、若しくは加工した商品又は提供するサービスを利用することにより、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 中小企業振興施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 中小企業者等の経営の革新及び経営基盤の強化の促進を図ること。
- (2) 中小企業者等の事業活動に必要な資金融通の円滑化を図ること。
- (3) 中小企業者等の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業者等の事業活動に必要な人材の育成及び確保を図ること。

(5) 中小企業者等による組織化及び連携の促進を図ること。

(財政上の措置)

第10条 市は、中小企業振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第11条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等においては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者等の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業振興審議会)

第12条 市長の附属機関として、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する基本的事項について調査審議するほか、中小企業の振興の推進に関し市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、中小企業の振興に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(苫小牧市中小企業等振興条例の廃止)

2 苫小牧市中小企業等振興条例（昭和49年条例第5号）は、廃止する。

(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号中「及び国民健康保険運営協議会」を「、国民健康保険運営協議会及び中小企業振興審議会」に改める。

(苫小牧市企業立地振興条例の一部改正)

4 苫小牧市企業立地振興条例（昭和59年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条中「条例は、」の次に「苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号）附則第2項の規定による廃止前の」を加える。

第二次苫小牧市中小企業振興計画

令和5年3月発行

発行/苫小牧市